

改正 平成27年10月1日

(目的)

第1条 八王子市生涯学習審議会条例第9条に基づき、八王子市生涯学習審議会会議（以下「会議」という。）の開催に関する必要事項をここに定める。

(招集)

第2条 会長は、会議開催日の7日前までに、開催日時、場所及び会議内容について委員に通知し、招集する。ただし急を要する場合はこの限りではない。

(会議)

第3条 審議会の会議は会長が必要と認めた場合、又は全委員の3分の1以上から会議の招集の請求があった場合に、会長はこれを招集しなければならない。

第4条 会議の開会及び閉会は会長がこれを宣告する。

第5条 会議は原則として公開とする。ただし協議の内容が会議としての意思形成過程にあつて、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるとき、又は委員の発議により出席議員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 前項の委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決めなければならない。

第6条 会長は必要に応じて、生涯学習関係職員を出席させることができる。

(動議)

第7条 委員は、議事の運営に関する動議を提出することができる。

第8条 動議を議題とするには賛成委員がなければならない。

2 議事運営に関する動議は、直ちに議題としなければならない。

(発言)

第9条 発言しようとする者は会長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合は、会長は先順位者と認める者1人を指名して発言を許可しなければならない。

第10条 発言の内容が、その趣旨に反すると認めたときは、会長はこれを制止することができる。

第11条 会長は討論又は質問の終結を宣言しなければならない。

(採決)

第12条 会長は採決しようとするときは、議題を宣言しなければならない。

第13条 前条の場合議場に現存する委員は、表決に加わらなければならない。

第14条 採決の方法は挙手、起立、拍手及び投票の4種とし、会長が定める。

2 前項の決定に異議があるときは、会長は会議に諮り討論を行わないで挙手により採決を決めなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず会長は議題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めたときは、採決の手続きを経ないで可決の旨を宣告することができる。

第15条 投票を行うときは、会長は職員に所定の投票用紙を配付させなければならない。

第16条 会長は投票を点検して、結果を宣告しなければならない。

2 会長は必要があると認めたときは、委員1名を立会人に指名して、投票の点検に立会わせることができる。

(会議録)

第17条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)開会、閉会に関する事項

(2)出席委員の氏名

(3)会議に出席した職員の氏名

(4)教育委員会の報告要旨

(5)議題及び議事の概要

(6)日程以外の議決事項

(7) その他会長が会議に於て必要と認めた事項

2 非公開の会議録は前項に準じて別に作成しなければならない。

(傍聴)

第18条 会議を傍聴しようとするものは、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続き傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(規律)

第19条 委員は会議の品位を重んじなければならない。

第20条 委員は会議中みだりに委員席を離れてはならない。

第21条 議場内にあるものは静粛を守り私語、喫煙その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(補則)

第22条 この要綱の疑義は、会議に諮りこれを定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から適用する。